

# やしき総合支所からのお知らせ

令和8年4月1日発行

発行元: 矢島総合支所 市民サービス課

## 1. 令和8年4月から矢島総合支所の電話番号が変わります

◆市民サービス課 55-4951 ◆産業建設課 55-4953

※他の電話番号は使えなくなります。

## 2. 令和8年度からの春・秋の全国交通安全運動期間における街頭指導について

(問い合わせ先: 市民サービス課 ☎ 55-4951)

例年、春(4月)と秋(9月)の全国交通安全運動期間中の街頭指導は、各町内の交通防犯推進員並びに交通安全母の会評議員、交通安全協会矢島支部、交通指導隊、市職員にて実施してまいりました。

令和8年度からは、交通安全協会矢島支部、交通指導隊のみで実施することとします。また、立哨箇所も国道に面する箇所に絞り、築館十字路、曲り渕丁字路、新町十字路の3箇所での実施を予定しております。

交通防犯推進員並びに交通安全母の会評議員への市からの街頭指導の依頼は無くなりますが、各地域の皆様におかれましては、今後とも自主的な交通安全の啓発活動に取り組んでいただければ幸いです。今後ともよろしくお願い致します。

## 3. 春の火災予防運動の実施について

(問い合わせ先: 消防本部総務課 ☎ 22-4282)

【実施期間】4月5日(日)~11日(土)

期間中は、火災予防啓蒙のため午前7時02分にサイレンを吹鳴いたします。

また、期間初日に火災想定訓練を実施いたします。訓練当日は、消防団車両がサイレンを鳴らし訓練場所に参集し、放水訓練を実施いたします。

訓練場所周辺で交通規制を行いますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【訓練日時】4月5日(日)午前7時02分~8時(予定)

【訓練場所】矢島屋内運動広場付近

## 4. 犬・猫の飼い主の皆様へ

(問い合わせ先:市民サービス課 ☎ 55-4951)

最近、犬・猫に関する相談が増えています。

以下のルールやマナーを守って飼い、みんなが住みよい地域づくりにご協力をお願いします。

### ① 飼育場所周辺の方に迷惑がかからないように注意しましょう。

近所の人すべてがイヌ・ネコ好きとは限りません。それぞれの本能、習性を理解し、まわりに迷惑や危害を及ぼさない心くばりとしつけが大切です。鳴き声やふん尿の臭気等に十分気をつけましょう。イヌの散歩中のふんは、飼い主が必ず拾い持ち帰ってから処分して下さい。

また、野良猫への餌やりは、猫が集まるようになり、周辺へふん尿をすることにも繋がります。飼い猫以外には安易にエサを与えないで下さい。

### ② 周辺の方々に迷惑をかける放し飼いは絶対にしないこと。

屋外にて犬に首輪・リードをつけないで飼育していると、飛び出しや飼い主以外への攻撃等の予期せぬ事故が発生する可能性があります。咬傷事件等では飼い主の管理責任が問われます。

### ③ 最後まで責任を持って飼いましょう。

もし飼えなくなった場合、新たな飼い主を探すことが飼い主の責任です。捨てることは絶対にしないで下さい、どうしても新しい飼い主が見つからない場合は、保健所に相談してください(愛護動物を遺棄すると1年以下の拘禁または100万円以下の罰金に課せられる場合があります)。また、適正な飼育のために去勢や避妊手術を受けさせることも大事です。

### ④ イヌは登録し、毎年狂犬病予防注射を受けさせて下さい。

生後91日以上の子犬は生涯1回の登録と毎年1回(4月～6月)の狂犬病予防注射を受けなければいけません。動物病院で前年に接種した時期により、先述した時期とズレる場合にはこの限りではありません。

・犬を取得、死亡したとき → 生活環境課または各市民サービス課

・犬の所在地、所有者が変わったとき → 新所在地の市町村役場

上記の申請・注射をしない場合、20万円以下の罰金が科せられる場合があります。

※市外の動物病院で予防注射をした際には、市生活環境課より注射済票の交付を受けてください。